

令和3年度温暖化防止にみんなで取り組む
「福島議定書」事業（学校版）実施要領

令和3年4月1日
(令和4年1月4日変更)
環境共生課

1 目的

学校において、二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事（以下「知事」という。）と「福島議定書」を締結することにより、児童・生徒等と教職員が一体となった温暖化対策への取組を推進し、環境配慮意識の醸成を図る。

2 主催

福島県、地球にやさしい“ふくしま”県民会議

3 共催

福島県教育委員会、福島県地球温暖化防止活動推進センター

4 参加対象

県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（※）、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「学校」という。）

※ 小中（中高）一貫校の場合、電気・水道使用量を学校ごとに算出可能な場合は、それぞれ申し込むものとする。算出方法は、実情に応じて各学校で定めるものとする（人数や面積で按分する等）。

算出不可能な場合は、小中一貫校は中学校の部に、中高一貫校は高校の部に申し込み、その部で審査を行う。

5 取組内容及び取組期間

(1) 取組内容

学校は、以下に掲げる項目に関する目標等を定め、知事と「福島議定書」を締結し、地球温暖化対策に取り組むものとする。

ア 節電・節水（必須）

基準年（平成30年～令和2年のうちいずれか）の9月～10月の電気・水道使用量に基づく二酸化炭素排出量に対し、令和3年同月期の二酸化炭素排出量削減目標を定め、節電・節水に取り組む

イ 学校における環境保全活動

ゴミの分別回収の徹底、裏紙利用の徹底など

ウ 学校における環境教育

緑のカーテン作り、自然観察会の実施、再生可能エネルギーの授業など

エ 学校における気候変動への適応

注意喚起のための熱中症情報の掲示、チェック表を用いた運動前の体調管理、風

水害の避難経路の確認など

オ 地域における環境保全活動

学校周辺の緑化活動、最寄駅の清掃や廃品回収の実施、地域イベントでの環境啓発活動など

カ 家庭における省エネ活動

「みんなでエコチャレンジ事業」への参加と、家庭での省エネ活動等の呼びかけなど

キ コロナ禍における取組の工夫

「マイボトルの使用」など、コロナ禍でもできる取組の啓発ポスター作成など

ク その他独自の取組

マイ箸等利用の呼びかけ、教職員の自転車通勤の促進など

(2) 取組期間

ア 5(1)アについては、令和3年9月～10月とする

イ 5(1)イ～クについては令和3年4月～令和3年10月のうち任意の期間とする

6 参加手続

(1) 申込方法

電子メールにより参加申込書を福島県環境共生課（以下「県」という。）に提出すること。県は、参加申込書の提出があった学校に対し、「福島議定書」を送付するものとする。なお、「福島議定書」の送付業務については県委託先が行うものとする。

(2) 申込期限

令和3年8月31日（火）

(3) 提出先メールアドレス

giteisyogakko@pref.fukushima.lg.jp

7 報告手続

(1) 報告方法

取組期間終了後、電子メールにより取組報告書を県へ提出すること。

(2) 報告期限

令和3年11月26日（金）

(3) 提出先メールアドレス

giteisyogakko@pref.fukushima.lg.jp

8 賞及び表彰式

(1) 賞

取組内容を審査し、最優秀賞、優秀賞、入賞を選定する。

また、長年にわたり「福島議定書」事業に参加し、地球温暖化対策を実施してきた学校を奨励賞として、学校独自に特色ある取組をしている学校を特別賞として選定する。

副賞として、最優秀賞 30,000 円、優秀賞 20,000 円、入賞 5,000 円、奨励賞 5,000 円、特別賞 5,000 円の図書カードを贈呈する。

- (2) 表彰式
別に定める審査要領により実施する。

9 審査

- (1) 審査項目
- ア 二酸化炭素排出削減量及び削減率
 - イ 二酸化炭素排出削減目標の設定状況及び達成状況
 - ウ 学校における環境保全活動・環境教育・気候変動への適応、地域における環境保全活動及び家庭における省エネ活動の取組内容
 - エ コロナ禍における取組の工夫内容
 - オ その他独自の取組内容
- (2) 審査方法
別に定める審査要領によるものとする。

10 参加証の交付

本事業に参加した学校に、参加証を交付するものとする。

11 その他

本要領に定めるほか、この事業の実施に必要な事項は、福島県生活環境部長が別に定める。